

(1) 那賀川水系大規模氾濫減災協議会
規約の改正について

那賀川水系大規模氾濫減災協議会 規約（案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として「那賀川大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ那賀川水系における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、市、町、県、河川管理者等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより那賀川水系において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。対象河川は別図のとおりとする。

（組織の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告する。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所調査課及び徳島県河川政策課が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他、運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月31日から施行する。

本規約は、平成29年5月29日に改正する。

本規約は、平成30年5月15日に改正する。

本規約は、令和元年5月13日に改正する。

本規約は、令和2年5月13日に改正する。

本規約は、令和3年5月19日に改正する。

本規約は、令和4年6月2日に改正する。

本規約は、令和5年5月18日に改正する。

本規約は、令和6年5月30日に改正する。

本規約は、令和7年3月24日に改正する。

阿南市長

小松島市長

那賀町長

徳島県県土整備部長

徳島県南部総合県民局 地域創生防災部長

徳島県南部総合県民局 県土整備部長

徳島県南部総合県民局 県土整備部（那賀）副部長

徳島県企業局 総合管理推進センター所長

気象庁 徳島地方気象台長

四国地方整備局 那賀川河川事務所長

国土地理院 四国地方測量部長

四国電力株式会社 徳島支店 技術部 次長（オブザーバー）

阿南市 建設部長

阿南市 危機管理課長

阿南市 危機管理専門員

阿南市 消防署長

阿南市 介護保険課長

小松島市 危機管理政策課長

小松島市 消防課長

小松島市 介護福祉課長

那賀町 防災課長

那賀町 消防署長

那賀町 保健医療福祉課長

徳島県県土整備部 河川政策課 課長補佐

徳島県県土整備部 河川政策課 係長

徳島県南部総合県民局 地域創生防災部（美波） 係長

徳島県南部総合県民局 県土整備部（阿南） 課長

徳島県南部総合県民局 県土整備部（那賀） 課長

徳島県企業局 総合管理推進センター 川口ダム 第二担当 課長

気象庁 徳島地方气象台 防災管理官

国土地理院 四国地方測量部 防災情報管理官

四国地方整備局 那賀川河川事務所 副所長（河川）

四国地方整備局 那賀川河川事務所 副所長（ダム）

四国地方整備局 那賀川河川事務所 調査課長

四国地方整備局 那賀川河川事務所 事業計画課長

四国地方整備局 那賀川河川事務所 管理課長